**平成２９年度　指定管理業務　評価票の改定点について**

資料６

指定管理者制度所管課である財務部行政経営課（旧 行政改革課）において、全庁的なルールとして基本的な評価項目を定めており、各事業課がその基本項目をベースに施設特性に応じた評価基準を設定のうえ評価票を作成し、１年間の指定管理業務を評価しています。

平成２９年度の評価票は、昨年度の評価票から以下の点について改定を行う予定です。

**■追加項目**

**①　Ⅰ 提案の履行状況に関する項目（３）利用者の増加を図るための具体的手法・効果に、収益事業に関する評価項目を追加**

【追加内容】

　・収益事業の実施状況。（応募時に提案した収益事業に取り組んでいるか、また、その実施状況について確認。）　※Ａグループのみ

【理由】

　・平成２９年度から新たに管理する新指定管理者の公募時に、収益事業による公園活性化の提案を求めたため。

**②　Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項（１）利用者満足度調査等　に、前年度の課題に対する改善に関する評価項目を追加**

【追加内容】

　・前年度のアンケート結果に対して、より満足度を向上させるために、どのような取組みを行ったか。

【理由】

　・ＣＳ調査方式の変更に伴い追加。　（※詳細は、資料９で説明）

**③　Ⅲ　適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目（２）安定的な運営が可能となる人的能力　に、労働災害等の未然防止に関する評価項目を追加**

【追加内容】

　・労働災害等未然防止のための管理運営。

（外注・下請を含む職員の労働災害や維持管理業務に起因する来園者事故など公衆災害の発生はなかったか。また、従業員への安全教育・訓練の実施状況について確認。）

【理由】

　・指定管理業務における労働災害・公衆災害に関する評価項目がなかったため。

**■修正項目**

**①　Ⅰ 提案の履行状況に関する項目（３）利用者の増加を図るための具体的手法・効果の“利便性向上”と“魅力的なプログラム”に関する項目を統合**

【理由】

　・両項目とも、利用者の増加を図ることを目的とした取組みであり、取組み内容自体も重複するものが多いため。

※その他　評価基準（内容）の文言修正１箇所